

議会議案第 4 号

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年（2024 年）10 月 1 日 提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

日 向 慎 吾

（提案理由）

議場内の各議席に設置する番号標について、議席番号及び氏名を記載したものに変更するため、必要な規定の整備を行うものであり、鎌倉市議会会議規則第15条第2項の規定により提出する。

鎌倉市議会会議規則の一部を改正する規則

鎌倉市議会会議規則（昭和36年6月議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「番号標」を「、番号及び氏名標」に改める。

付 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。